

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に  
関する政令案 参照条文

○住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）	1
○住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第一百五十六号）	4
○住宅地債券令（昭和三十八年政令第四百十六号）	5
○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）	10
○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	10
○新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）	11
○新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三百二十四号）	11
○北海道防寒住宅建設等促進法施行令（昭和四十年政令第九十号）	11
○北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）	13
○所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）	14
○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）	15
○沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）	15
○沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	16
○郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）	19
○公庫の国庫納付金に関する政令（昭和二十六年政令第六十二号）	19

○住宅金融公庫法施行令（公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十七年政令 第二百二十九号）による改正前の条文）（昭和三十二年政令第七十号）

（法第二十一条第一項の表一の項の政令で定める貸付金等の限度）

第七条（略）

2 住宅積立郵便貯金の預金者（法第二十二条の二に規定する日本郵政公社があつせんする住宅積立郵便貯金の預金者をいう。以下同じ。）又は住宅を必要とする住宅地債券引受者（住宅金融公庫住宅地債券を引き受けた自ら居住するため住宅を必要とする者（その相続人を含む。）で法第二十二条の三第一項に規定する主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対する法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金で第十三条の二第一項に規定するもの一戸当たりの金額の限度は、前項の規定にかかわらず、同項の表限度の欄に規定する金額に、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては二百七十五万円を、公庫が主務大臣の承認を得て定める住宅金融公庫住宅地債券に係る住宅を必要とする住宅地債券引受者（以下「住宅を必要とする特定住宅地債券引受者」という。）にあつては千三百二十万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者以外の住宅を必要とする住宅地債券引受者にあつては六百万円を加算した金額とする。

（法第二十一条第一項の表四の項の政令で定める貸付金の限度）

第九条（略）

2 住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅の改良を行う住宅地債券引受者（住宅金融公庫住宅地債券を引き受けた自ら居住する住宅の改良を行う者（その相続人を含む。）で法第二十二条の三第二項に規定する主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対する法第十七条第五項の規定による貸付金で第十六条の三第一号及び第二号に規定するもの一戸当たりの金額の限度は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては百万円を、公庫が主務大臣の承認を得て定める住宅金融公庫住宅地債券に係る住宅の改良を行う住宅地債券引受者（以下「住宅の改良を行う特定住宅地債券引受者」という。）にあつては四百八十万円を、住宅の改良を行う特定住宅地債券引受者以外の住宅の改良を行う住宅地債券引受者にあつては二百十万円を加算した金額とする。

（合理的土地利用耐火建築物等の建設の貸付金の限度）

第十二条（略）

2（略）

3 住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する合理的土地利用耐火建築物等建設貸付金（法第十七条第十二項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るものに限る。）の一戸当たりの金額の限度は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては二百七十五万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者にあつては千三百二十万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者以外の住宅を必要とする住宅地債券引受者にあつては六百万円を加算した金額とする。

（合理的土地利用耐火建築物等の購入の貸付金の限度）

第十三条（略）

2・3（略）

4 住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する合理的土地利用耐火建築物等購入貸付金のうち法第十七条第一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係る貸付金又は第一項各号に掲げる場合における貸付金の一戸当たりの金額の限度は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による一戸当たりの金額に、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては二百七十五万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者にあつては千三百二十万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者以外の住宅を必要とする住宅地債券引受者にあつては六百万円を加算した金額とする。

(法第二十二條の三に規定する貸付けの特例)

第十七條の二 法第二十二條の三第一項の規定により読み替えて適用される法第二十二條第一項の表限度の欄及び同條第五項に規定する政令で定める金額は、住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付金にあつては二百七十五万円、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては千三百二十万円、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者以外の住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては六百万円とする。

2 法第二十二條の三第二項の規定により読み替えて適用される法第二十二條第四項に規定する政令で定める加算金額は、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては百万円、住宅の改良を行う特定住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては四百八十万円、住宅の改良を行う特定住宅地債券引受者以外の住宅の改良を行う住宅地債券引受者にあつては二百万円とする。

(貸付手数料)

第十七條の三 法第二十二條の四第一項の規定により公庫が徴収することができる貸付手数料は、次の表の区分の欄各項に掲げる貸付金に係る貸付手数料とし、その額は、当該貸付金の区分に応じ、貸付け一件につき、それぞれ同表の金額の欄各項に掲げるとおりとする。

表(略)

2 前項の規定にかかわらず、一の建築物の建設につき二件以上の貸付けを行う場合その他各貸付けに際して必要な事務が共通する二件以上の貸付けを行う場合であつて、当該各貸付け一件ごとに同項に規定する貸付手数料を徴収することが不適当と認められる場合として公庫が主務大臣の承認を得て定める場合における当該各貸付けを受ける者に係る貸付手数料の額は、公庫が主務大臣の承認を得て定める。

(支払方法変更手数料)

第十七條の四 法第二十二條の四第二項の規定により公庫が徴収することができる支払方法変更手数料は、次の表の区分の欄各項に掲げる元利金の支払方法の変更に係る支払方法変更手数料とし、その額は、当該元利金の支払方法の変更の区分に応じ、元利金の支払方法の変更一件につき、それぞれ同表の金額の欄各項に掲げるとおりとする。

表(略)

(法第二十三條第一項第二号の政令で定める法人)

第十七條の五 法第二十三條第一項第二号に規定する政令で定める法人は、公庫の業務を委託するに必要で、かつ、適切な組織及び能力を有する債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社とする。

(法第二十三條第一項第四号の政令で定める法人)

第十七條の六 法第二十三條第一項第四号に規定する政令で定める法人は、公庫の業務を委託するに必要で、かつ、適切な組織及び能力を有する民法第三十四条の法人、建築基準法第七十七條の二十一第一項の指定確認検査機関である法人及び住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項の指定住宅性能評価機関であ

る法人とする。

(引当金)

第十七条の七 公庫は、債権譲受けに要する資金を調達するために住宅金融公庫債券（以下「公庫債券」という。）を発行した場合において、法第二十七条の五の規定により公庫の貸付けに係る貸付債権を当該公庫債券の債務の担保に供したときは、法第二十六条の二第一項の特別勘定以外の勘定において、主務省令で定めるところにより、当該担保権の実行に伴う損失の補てんに充てるために必要な引当金を保有しなければならない。

#### 附則

- 4 昭和六十年十一月二十五日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち次の各号に掲げる貸付金の一戸当たりの金額の限度は、第七条、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める金額に二百万円を加算した金額とする。
  - 一 法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金で、第十三条の二第一項に規定するもの及び法第十七条第一項第二号に掲げる者に対するもの 第七条第一項の表限度の欄に規定する金額（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、同条第二項の規定による加算後の金額）
  - 二 法第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で自ら居住するため同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分（第六条の三に規定する住宅に係るものに限る。）を建設し、又は購入する者に対するもの 第十二条第一項又は第十三条第一項に規定する金額（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、第十二条第三項又は第十三条第四項の規定による加算後の金額）
  - 三 法第十七条第十二項の規定による貸付金で自ら居住するため、又は親族の居住の用に供するため施設建築物又は中高層防災施設建築物を購入する者に対するもの 第十三条第一項各号に規定する金額（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、同条第四項の規定による加算後の金額）
- 5 住宅金融公庫法施行令及び北海道防蹠住宅建設等促進法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百二十六号）の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち法第十七条第五項の規定による貸付金で第十六条の三に規定するものの一戸当たりの金額の限度は、第九条の規定にかかわらず、同条第一項に規定する金額（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅の改良を行う住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、同条第二項の規定による加算後の金額）に二百万円を加算した金額とする。
- 7 昭和六十年十一月二十五日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金に係る法第二十二條の三第一項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項の表限度の欄及び同条第五項に規定する政令で定める金額は、第十七条の二第二項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に二百万円を加算した金額とする。
- 8 昭和六十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅の改良を行う住宅地債券引受者に対する貸付金に係る法第二十二條の三第二項の規定により読み替えて適用される法第二十条第四項に規定する政令で定める加算金額は、第十七条の二第二項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に二百万円を加算した金額とする。
- 9 阪神・淡路大震災により人の居住の用に供する家屋（主として人の居住の用に供する家屋を含む。）が滅失し、又は損傷した場合に係る法第十七条第六項の規定による貸付金についての第十条の規定の適用については、同条第一項第一号から第三号までの規定中「当該公庫の認める額」とあるのは「当該公庫の認める額に阪神・淡路大震災に係る貸付けの特例として公庫の認める額を加算した額」と、同条第七号中「当該公庫の認める額」とあるのは「当該公庫の認める額。ただし、災害復興住宅の建設又は購入に付随する土

地又は借地権の取得については、当該公庫の認める額に阪神・淡路大震災に係る貸付けの特例として公庫の認める額を加算した額。」とする。  
10 法附則第十三項に規定する政令で定める金額は、次の表の各項の上欄に掲げる各年度につき、それぞれ当該各項の下欄に掲げる金額とする。

表(略)

○住宅金融公庫法(公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十八号)による改正前の条文)(昭和二十五年法律第五十六号)

(住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付けについての配慮)

第二十二條の二 公庫は、第十七條第一項、第二項、第五項、第十一項又は第十二項の規定による貸付けの業務のうち、自ら居住するため住宅を必要とし、又は自ら居住する住宅の改良を行う郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)第七條第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者で同法第六十條の規定により日本郵政公社があつせんするもの(以下「住宅積立郵便貯金の預金者」という。)に対する業務については、毎事業年度の開始前にあらかじめ、当該事業年度における貸付けの申込みについての日本郵政公社からの通知に基づき、これらの者に対する貸付けが円滑に行われるようできる限り資金の配分について配慮するものとする。

(住宅積立郵便貯金の預金者及び住宅地債券を引き受けた者に対する貸付けの特例)

第二十二條の三 住宅積立郵便貯金の預金者又は第二十七條の三第四項に規定する住宅地債券(以下この条において単に「住宅地債券」という。)を引き受けた自ら居住するため住宅を必要とする者(その相続人を含む。)で主務省令で定めるものに対する次に掲げる貸付けの金額の限度に係る第二十條第一項及び第五項の規定の適用については、同條第一項の表中「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額を加算した金額」と、同表及び同條第五項中「八割に相当する金額」とあるのは「八割に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

一 第十七條第一項又は第二項第一号の規定による貸付け

二 第十七條第十一項又は第十二項の規定による貸付けで同條第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの

2 住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅地債券を引き受けた自ら居住する住宅の改良を行う者(その相続人を含む。)で主務省令で定めるものに対する第十七條第五項の規定による貸付けの戸当たりの金額の限度に係る第二十條第四項の規定の適用については、同項中「八割に相当する金額(その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額)」とあるのは、「八割に相当する金額(その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額)に政令で定める金額を加算した金額」とする。

3 第一項の規定により読み替えて適用される第二十條第一項の表限度の欄及び同條第五項に規定する政令で定める金額に係る貸付けの利率並びに前項の規定により読み替えて適用される同條第四項に規定する政令で定める加算金額に係る貸付けの利率については、第二十一條第一項の表一の項、四の項及び八の項利率の欄の規定は適用せず、それらの利率は、公庫が定める。

4 第二十一條第八項の規定は、前項の規定により公庫が利率を定め、又は変更する場合について、準用する。  
(債券の発行)

- 第二十七条の三 公庫は、主務大臣の認可を受けて、住宅金融公庫債券（以下「公庫債券」という。）を発行することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、公庫は、公庫債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、公庫債券を発行することができる。
  - 3 公庫は、主務大臣の認可を受けて、前条第六項の資金を調達するため、住宅金融公庫財形住宅債券（以下「財形住宅債券」という。）を発行することができる。
  - 4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、次に掲げる者が引き受けるべきものとして、住宅金融公庫住宅地債券（以下「住宅地債券」という。）を発行することができる。
    - 一 自ら居住するため住宅を必要とする者であつて、第十七条第一項、第二項第一号、第十一項又は第十二項の規定による貸付けを受けることを希望するもの
    - 二 第十七条第四項の規定による貸付金（同項第三号の規定による貸付金を除く。）に係る土地又は借地権を譲り受けることを希望する者
    - 三 自ら居住する住宅の改良を行う者又は区分所有に係る建築物の共用部分の改良を行う当該建築物の区分所有者の団体であつて、第十七条第五項の規定による貸付けを受けることを希望するもの
  - 5 公庫債券（当該公庫債券に係る債権が第二十七条の五の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。）は、財形住宅債券又は住宅地債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
  - 6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
  - 7 公庫は、公庫債券、財形住宅債券又は住宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。
  - 8 前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者については、商法第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定を準用する。
  - 9 前各項に定めるもののほか、公庫債券、財形住宅債券又は住宅地債券に関し必要な事項は、政令で定める。

## ○住宅地債券令（昭和三十八年政令第四百十六号）

### （形式及び発行方法）

- 第一条 住宅金融公庫住宅地債券及び沖繩振興開発金融公庫住宅地債券（以下「住宅地債券」という。）は、無記名式とし、割引の方法により発行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、住宅金融公庫住宅地債券のうち住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第四項第三号の規定により区分所有に係る建築物の共用部分の改良を行う当該建築物の区分所有者の団体が引き受けるべきものとして発行するもの及び沖繩振興開発金融公庫住宅地債券のうち沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十七条第四項の規定に基づき区分所有に係る建築物の共有部分の改良を行う当該建築物の区分所有者の団体が引き受けるべきものとして発行するもの（以下「区分所有者団体引受住宅地債券」と総称する。）は、無記名式で利札付きのものとする。
- 3 住宅地債券の発行は、募集の方法による。

### （債券総額払込み前の新たな住宅地債券の発行）

- 第二条 住宅金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫（以下「発行者」という。）は、前に募集した住宅地債券の総額の払込み前でも、更に住宅地債券を発行することができる。（住宅地債券申込証）

第三条 住宅宅地債券の募集に応じようとする者は、住宅宅地債券申込証にその引き受けようとする住宅宅地債券の数及び住所並びに主務省令で定める事項を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 住宅宅地債券申込証は、発行者が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

- 一 住宅宅地債券の名称
  - 二 住宅宅地債券の総額
  - 三 各住宅宅地債券の金額
  - 四 住宅宅地債券の償還の方法及び期限
  - 五 住宅宅地債券の発行の価額
  - 六 無記名式である旨
  - 七 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号
- 3 区分所有者団体引受住宅宅地債券に係る住宅宅地債券申込証には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 区分所有者団体引受住宅宅地債券の利率
  - 二 利息の支払の方法及び期限
- (割当て)

第四条 発行者又は発行者から住宅宅地債券の発行に関する事務の全部若しくは一部を委託された者は、住宅金融公庫住宅宅地債券にあつては住宅金融公庫に係る住宅宅地債券積立者に、沖繩振興開発金融公庫住宅宅地債券にあつては沖繩振興開発金融公庫に係る住宅宅地債券積立者に、住宅宅地債券を割り当てなければならない。

2 前項の住宅宅地債券積立者とは、住宅金融公庫法第二十七条の三第四項各号に掲げる者又は沖繩振興開発金融公庫法第二十七条第四項に規定する者で、一定の住宅宅地債券を引き受けることとなる者として発行者が選定したものをいうものとし、その選定の方法その他住宅宅地債券積立者に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(成立の特則)

第五条 住宅宅地債券の応募総額が住宅宅地債券の総額に達しないときでも、住宅宅地債券を成立させる旨を住宅宅地債券申込証に記載したときは、その応募額をもつて住宅宅地債券の総額とする。

(払込み)

第六条 住宅宅地債券の募集が完了したときは、発行者は、遅滞なく、各住宅宅地債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第七条 発行者は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、住宅宅地債券に応募しようとする者が、応募に際し、住宅宅地債券につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第三条第二項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項（区分所有者団体引受住宅宅地債券にあつては、これらの事項及び同条第三項各号に掲げる事項）並びに番号を記載し、発行者の代表者がこれに記名押印しなければならない。

(住宅宅地債券原簿)

第八条 発行者は、主たる事務所に、住宅宅地債券原簿を備えて置かなければならない。

2 住宅宅地債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

一 住宅宅地債券の発行の年月日

二 住宅宅地債券の数及び番号

三 第三条第二項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項(区分所有者団体引受住宅宅地債券にあつては、これらの事項及び同条第三項各号に掲げる事項)

四 住宅宅地債券の償還に関する事項(区分所有者団体引受住宅宅地債券にあつては、元利金の支払に関する事項)

(区分所有者団体引受住宅宅地債券の利札が欠けている場合)

第八条の二 区分所有者団体引受住宅宅地債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、公庫は、これに応じなければならない。  
(発行の認可)

第九条 発行者は、住宅宅地債券を発行しようとするときは、毎年度最初の募集の日の一月前までに、当該年度に発行しようとする住宅宅地債券について、次に掲げる事項(区分所有者団体引受住宅宅地債券にあつては、これらの事項及び第三条第三項各号に掲げる事項)を記載した申請書を提出して、主務大臣の認可を受けなければならない。当該認可に係る事項により難しい事情が生じたときは、その都度、変更しようとする事項を記載した申請書を提出して、変更の認可を受けなければならない。

一 住宅宅地債券の発行を必要とする理由

二 住宅宅地債券を引き受けることとなる住宅宅地債券積立者(当該年度において住宅宅地債券積立者に選定しようとする者を含む。)の数に関し、主務省令で定める事項

三 住宅宅地債券の総額

四 各住宅宅地債券の金額及び発行価額

五 住宅宅地債券の償還の方法及び期限

六 住宅宅地債券の発行に要する費用の概算額

七 第三号から第五号までに掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

八 住宅宅地債券の発行の期日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 作成しようとする住宅宅地債券申込証

二 住宅宅地債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面

(主務大臣及び主務省令)

第十条 この政令において、主務大臣は、住宅金融公庫にあつては国土交通大臣及び財務大臣、沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、住



宅金融公庫にあつては国土交通省令・財務省令、沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣府令・財務省令とする。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十五条第一項の規定により都市再生機構宅地債券を発行する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

<p>第一条第一項</p>	<p>及び沖縄振興開発金融公庫住宅地債券 「住宅地債券」</p>	<p>、沖縄振興開発金融公庫住宅地債券及び都市再生機構宅地債券 「住宅地債券等」</p>
<p>第一条第三項、第二条（見出しを含む。）、第三条第二項第一号から第五号まで、第六条、第七条第一項、第八条第二項第一号及び第二号、第九条第一項第一号、第三号から第六号まで及び第八号並びに第二項第二号</p>	<p>住宅地債券 住宅地債券</p>	<p>住宅地債券等 住宅地債券等</p>
<p>第二条</p>	<p>又は沖縄振興開発金融公庫</p>	<p>、沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人都市再生機構</p>
<p>第三条の見出し、同条第二項及び第三項、第五条、第九条第二項第一号</p>	<p>住宅地債券申込証</p>	<p>住宅地債券申込証等</p>
<p>第三条第一項、第四条第一項、第五条、第八条第二項、第四号</p>	<p>住宅地債券の 住宅地債券申込証</p>	<p>住宅地債券等の 住宅地債券申込証又は宅地債券申込証（以下「住宅地債券申込証等」という。）</p>
<p>第四条第一項</p>	<p>住宅地債券を</p>	<p>都市再生機構宅地債券にあつては独立行政法人都市再生機構に係る宅地債券積立者に、住宅地債券等を</p>
<p>第四条第二項</p>	<p>ものとし</p>	<p>ものとし、前項の宅地債券積立者とは、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十五条第二項において準用する同法附則第八条（第一号に係る部分</p>

	住宅宅地債券積立者に関し	を除く。)の規定による特別の取扱い又は独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第六十号)附則第三十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた新住宅市街地開発法施行令(昭和三十八年政令第三百六十五号)第六条中独立行政法人都市再生機構法施行令附則第三十五条後段の規定により読み替えて適用する新住宅市街地開発法施行令第五条第二号に係る部分の規定の適用を受けることを希望する者で、一定の都市再生機構宅地債券を引き受けることとなる者として発行者が選定したものをいうものとし
第五条、第九条第一項	住宅宅地債券を	住宅宅地債券積立者又は宅地債券積立者に関し
第八条の見出し、同条第二項	住宅宅地債券原簿	住宅宅地債券等を
第八条第一項	住宅宅地債券原簿	住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫にあつては住宅宅地債券原簿を、独立行政法人都市再生機構にあつては宅地債券原簿
第九条第一項	住宅宅地債券について	住宅宅地債券等について
第九条第一項第二号	住宅宅地債券積立者	住宅宅地債券積立者又は宅地債券積立者
第十条	財務大臣とし	財務大臣、独立行政法人都市再生機構にあつては国土交通大臣とし
	内閣府令・財務省令とする	内閣府令・財務省令、独立行政法人都市再生機構にあつては国土交通省令とする

## ○租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）

（償還差益の分離課税等に係る割引債の範囲）

### 第二十六条の十五（略）

2 法第四十一条の十二第七項第二号に規定する政令で定めるものは、住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人都市再生機構が、住宅金融公庫法第二十七条の三第四項、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十七条第四項又は独立行政法人都市再生機構法附則第十五条第一項の規定により発行する債券とする。

## ○租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）

（償還差益等に係る分離課税等）

第四十一条の十二 個人が昭和六十三年四月一日以後に発行された割引債について支払を受けるべき償還差益については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し、百分の十八（東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者が同法第十条第一項の認可を受けて発行する社債及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構が同法第八条第三項の認可を受けて発行する債券のうち、割引債に該当するもの（次項及び第三項において「特定割引債」という。）につき支払を受けるべき償還差益については、百分の十六）の税率を適用して所得税を課する。

### 26（略）

7 前各項に規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債（政令で定めるものに限る。）で次に掲げるもの以外のものをいい、これらの規定に規定する償還差益とは、割引債の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその発行価額を超える場合におけるその差益をいう。

一 外貨債の発行に関する法律第一条第一項又は第三項（同法第四条において準用する場合を含む。）の規定により発行される同法第一条第一項に規定する外貨債（同法第四条に規定する外貨債を含む。）

二 特別の法令により設立された法人が当該法令の規定により発行する債券のうち政令で定めるもの

86（略）

○新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）

（優先譲渡）

第五条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 （略）
- 二 住宅金融公庫住宅宅地債券又は沖繩振興開発金融公庫住宅宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で、国土交通省令で定めるもの。
- 三 五 （略）

○新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三百三十四号）

（処分計画の基準）

第二十三条 処分計画においては、造成宅地等は、政令で特別の定めをするものを除き、少なくとも次の各号に掲げる要件を備えた者を公募し、それらの者のうちから公正な方法で選考して譲受人を決定するように定めなければならない。この場合において、当該新住宅市街地開発事業の施行に伴い自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供する土地又は建物を失つた者その他の者で政令で定めるものに対しては、政令で定めるところにより、他の者に優先して必要な宅地を譲り受ける機会を与えるように定めなければならない。

- 一 自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供する宅地を必要とする者であること。
- 二 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

○北海道防寒住宅建設等促進法施行令（昭和四十年政令第九十号）

（法第八条第二項に規定する政令で定める貸付金）

第一条 北海道防寒住宅建設等促進法（以下「法」という。）第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する政令で定める貸付金は、次に掲げる貸付金とする。

- 一 住宅（公共事業の施行に伴い、又は災害により自ら居住する住宅を失つた者その他の特別の事情のある者で住宅金融公庫が主務大臣の承認を得て定めるものの居住の用に供するものを除く。）の建設又は購入及びこれらに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金で、次に掲げるもの
- イ その所得が千二百万円を超える者に対するもの
- ロ 当該建設又は購入及び取得に要する費用の額が、新築住宅（住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第一百五十六号。以下「公庫法」という。）第十七条第一項に規定する新築

住宅をいう。以下同じ。)又は既存住宅(同項に規定する既存住宅をいう。以下同じ。)の別並びに規模別及び構造別に住宅金融公庫が主務大臣の承認を得て定める額を超えるもの

二 床面積が百七十五平方メートルを超える住宅の建設又は購入及びこれらに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金

三 自ら居住するため主としてその居住の用に供している住宅以外に住宅を必要とする者の住宅(当該主としてその居住の用に供している住宅と合わせて二戸となるものに限る。

)で、住宅金融公庫が主務大臣の承認を得て定める基準に該当するものの建設又は購入及びこれらに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金

## 2・3 (略)

### 第一条の三 (略)

2 住宅積立郵便貯金の預金者(公庫法第二十二条の二に規定する日本郵政公社があつせんする住宅積立郵便貯金の預金者をいう。以下同じ。)又は住宅を必要とする住宅地債券引受者(住宅金融公庫住宅地債券を引き受けた自ら居住するため住宅を必要とする者(その相続人を含む。))で法第八条第六項に規定する主務省令で定めるものをいう

。以下同じ。)に対する法第八条第二項の表二の項に掲げる貸付金で第一条第一項に規定するものの一戸当たりの金額の限度は、前項の規定にかかわらず、同項の表限度の欄に規定する金額に、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては二百七十五万円を、住宅金融公庫が主務大臣の承認を得て定める住宅金融公庫住宅地債券に係る住宅を必要とする住宅地債券引受者(以下「住宅を必要とする特定住宅地債券引受者」という。)にあつては千三百二十万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者以外の住宅を必要とする住宅地債券引受者にあつては六百万円を加算した金額とする。

3 法第八条第二項の表二の項に掲げる貸付金で第一条第一項に規定するものうち、貸付けを受ける者及びその者と生計を別にするその親族で法第八条第三項に規定する主務省令で定めるものの居住の用に供する住宅で主務省令で定める基準に該当するものの建設又は購入及びこれらに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金(既存住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金を除く。)についての償還期間に係る第一項の規定の適用については、同項の表一の項償還期間の欄中「三十五年以内」とあるのは「四十年以内」と、同表二の項及び三の項償還期間の欄中「三十五年以内」とあるのは「四十年以内」とあるのは「四十年以内(主要構造部を耐火構造とした住宅又はこれに準ずる耐久性を有するものとして主務省令で定める基準に該当する住宅に係る貸付金にあつては、五十年以内)」とする。

4 北海道の区域内において公庫法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付けを受けて防寒住宅である既存住宅を購入する者が、これと併せて同条第五項の規定による貸付けを受けて当該既存住宅について優良住宅改良を行う場合における第一項の表四の項の規定の適用については、同項償還期間の欄中「(主務省令」とあるのは「(改良後において主務省令」と、「当該住宅」とあるのは「改良後において当該住宅」とする。

(法第八条第六項に規定する貸付金の特例)

第一条の六 法第八条第六項の規定により、住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金につき同条第二項の表一の項限度の欄に規定する金額に加算すべき金額は、住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付金にあつては二百七十五万円、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては千三百二十万円、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者以外の住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては六百万円とする。

## 附 則

### 1 (略)

2 法附則第四項の規定により読み替えて適用される法第八条第二項の表一の項限度の欄に規定する政令で定める金額及び法附則第四項の規定により法第八条第七項において準用

する公庫法第二十条第二項の規定が読み替えて適用される場合における同項に規定する政令で定める金額は、二百万円とする。

3 昭和六十年十一月二十五日から平成十八年三月三十一日までの間（次項において「特例期間」という。）に住宅金融公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち、第一条第一項に規定する貸付金又は公庫法第十七条第一項第二号に掲げる者に対する貸付金の一戸当たりの金額の限度は、第一条の三第一項及び第二項の規定にかかわらず、同条第一項の表限度の欄に規定する金額（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、同条第二項の規定による加算後の金額）に二百万円を加算した金額とする。

4 法第八条第六項の規定により、特例期間において住宅金融公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金につき同条第二項の表一の項限度の欄に規定する金額に加算すべき金額は、第一条の六の規定にかかわらず、同条に規定する金額に二百万円を加算した金額とする。

5 (略)

## ○北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）

（住宅金融公庫の資金によつて建設される住宅）

第八条 住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）（以下「公庫法」という。）第十七条（業務の範囲）第一項、第二項又は第四項の規定により、北海道の区域内において住宅の建設（住宅の購入を含む。この条及び第九条において同じ。）、幼稚園等（公庫法第十七条第二項に規定する幼稚園等をいう。以下この項において同じ。）の建設又は関連利便施設（公庫法第十七条第二項に規定する関連利便施設をいう。以下この項において同じ。）の建設をしようとする者に対し、資金の貸付けをすることができる住宅、幼稚園等又は関連利便施設は、防寒住宅又は北海道の気象に適した防寒的な構造及び設備を有する幼稚園等若しくは関連利便施設であり、かつ、防火性能を有する構造のものでなければならない。

2 公庫が北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に対し、公庫法第十七条第一項又は第二項第一号の規定により資金を貸し付ける場合においては、貸付金の一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の限度の欄、利率の欄及び償還期間の欄各項に掲げるとおりとする。

表（略）

3 公庫法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金で同条第一項第一号に掲げる者に対するものうち、貸付けを受ける者及びその者と生計を別にするその親族で主務省令で定めるものの居住の用に供する住宅で主務省令で定める基準に該当するものの建設及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金についての償還期間に係る前項の規定の適用については、同項の表一の項イ償還期間の欄中「三十五年以内」とあるのは「四十年以内」と、同項ロ及びハ償還期間の欄中「三十五年以内」とあるのは「四十年以内（主要構造部を耐火構造とした住宅又はこれに準ずる耐久性を有するものとして主務省令で定める基準に該当する住宅に係る貸付金にあつては、五十年以内）」とする。

4・5 (略)

6 公庫法第二十二條の三第一項、第三項及び第四項の規定は、第二項の場合における貸付けが公庫法第二十二條の二に規定する住宅積立郵便貯金の預金者又は公庫法第二十七條の三第四項に規定する住宅宅地債券を引き受けた自ら居住するため住宅を必要とする者（その相続人を含む。）で主務省令で定めるものに対するものである場合について、準用する。この場合において、公庫法第二十二條の三第一項中「第二十二條第一項及び第五項」とあり、及び同條第三項中「第二十二條第一項の表限度の欄及び同條第五項」とあるのは「北海道防寒住宅建設等促進法第八條第二項の表一の項限度の欄」と、同條第一項中「同條第一項の表」とあるのは「同欄」と、「八割五分」とあるのは「八十五パーセント」と、「同表及び同條第五項」とあるのは「同欄」と、「八割」とあるのは「八十パーセント」と、同條第三項中「並びに前項の規定により読み替えて適用される同條第四項に規定する政令で定める加算金額に係る貸付金の利率については、第二十一條第一項の表一の項、四の項及び八の項」とあるのは「については、同表一の項」と、「それらの利率」とあるのは「その利率」と読み替えるものとする。

7 公庫法第二十二條第二項の規定は、北海道の区域内における耐火建築物等（公庫法第二條第六号に規定する耐火建築物等をいう。）内の住宅の建設について同法第十七條第一項の規定による貸付けを受ける場合（併せて同條第二項の規定による当該住宅の建設に付随する土地又は借地権の取得に必要な資金の貸付けを受ける場合を除く。）の貸付金額の限度について準用する。

8～11 (略)

附則

4 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十一号）の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金（第八條第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付金のうち、公庫法第十七條第一項第一号に掲げる者で第八條第六項に規定する者以外のものに対する貸付金及び公庫法第十七條第一項第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。）の一戸当たりの金額の限度に係る第八條第二項の表限度の欄及び同條第七項において準用する公庫法第二十二條第二項の規定の適用については、第八條第二項の表限度の欄中「八十五パーセントに相当する金額」とあるのは「八十五パーセントに相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、「八十パーセントに相当する金額」とあるのは「八十パーセントに相当する金額を加算した金額」と、公庫法第二十二條第二項中「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

## ○所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）

（割引債の範囲等）

第三百三十九條の三 法第二百二十四條第五項（償還金の受領者の告知）に規定する割引の方法により発行される公社債で政令で定めるものは、住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四條第一項（都市公団の解散）の規定による解散前の都市基盤整備公団又は同法附則第十八條（都市基盤整備公団法の廃止）の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六條第一項（住宅・都市整備公団の解散等）の規定による解散前の住宅・都市整備公団が、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七條の三第四項（債券の発行）、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十七條第四項（債券の発行）、独立行政法人都市再生機構法附則第十五條第一項（都市再生機構宅地債券の発行）、同法附則第十八條の規定による廃止前の

都市基盤整備公団法第五十五条第二項（借入金及び債券）若しくは同法附則第十三条第一項（特別住宅債券の発行）又は同法附則第十七条（住宅・都市整備公団法の廃止）の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第五十五条第二項（借入金及び債券）の規定により発行した債券（住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が発行するものにあつては、住宅地債券及び宅地債券令（昭和三十八年政令第四百四十六号）第一条第二項（形式及び発行方法）に規定するものを除く。）とする。

### ○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

（利子、配当、償還金等の受領者の告知）

第二百二十四条（略）

1～4（略）

5 前項に規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債で政令で定めるものをいい、同項に規定する買入消却とは、買入れの方法により割引債を償還する場合におけるその買入れをいう。

### ○沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）

（住宅積立郵便貯金の預金者の範囲）

第四条の二 法第十九条第六項の規定により読み替えて準用する住宅金融公庫法第二十二条の二に規定する政令で定める者は、沖縄において自ら居住する住宅の改良を行う郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者とする。

（賃借人の選定等についての住宅金融公庫法の準用）

第十条 法第三十五条第一項に規定する政令で定める資金で住宅金融公庫法第三十五条第一項から第三項までの規定の準用に係るものは、第一条の二第一項第十号に掲げる資金とし、法第三十五条第一項に規定する政令で定める者は、同号に掲げる者とする。

2 法第三十五条第一項に規定する政令で定める資金で住宅金融公庫法第三十五条の二第一項、第二項及び第四項の規定の準用に係るものは、次に掲げる資金とする。

- 一 第一条の二第一項第二号イに掲げる資金のうち、住宅の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金
- 二 第一条の二第二項第三号に掲げる資金（新住宅市街地開発事業に係るものを除く。）

3 法第三十五条第一項に規定する政令で定める資金で住宅金融公庫法第三十五条の三の規定の準用に係るものは、次に掲げる資金とする。



- 一 第一条の二第二項第二号に掲げる資金のうち、幼稚園等の建設に付随して新たに土地若しくは借地権の取得を必要とする場合における当該土地若しくは借地権の取得に必要な資金、関連利便施設の建設に必要な資金（関連利便施設の建設に付随する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は関連公共施設の整備に必要な資金
- 二 第一条の二第二項第三号に掲げる資金のうち、同号ロに規定する新住宅市街地開発事業に準ずる主務省令で定める事業に係る関連利便施設の建設に必要な資金（関連利便施設の建設に付随する土地若しくは借地権の取得及び土地の造成又は土地の造成に必要な資金を含む。次項において同じ。）又は関連公共施設の整備に必要な資金
- 4 住宅金融公庫法第三十五条の二第二項及び第四項の規定は第一条の二第二項第三号の二に掲げる資金につき法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者について、住宅金融公庫法第三十五条の三の規定は第一条の二第二項第三号の二に掲げる資金のうち同項第三号ロに規定する新住宅市街地開発事業に準ずる主務省令で定める事業に係る関連利便施設の建設に必要な資金又は関連公共施設の整備に必要な資金につき法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者について、それぞれ準用する。
- 5 法第三十五条第一項及び前項において準用する住宅金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表（略）

（主務大臣及び主務省令）

第十二条 この政令（第十条第五項を除く。）において、主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

## ○沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）

（業務の範囲）

第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。）を、当該資金の調達のために発行される社債（特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。）を、当該取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）は、一年未満のものであつてはならない。

イ 設備の取得（設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。）、改良若しくは補修（以下この号において「取得等」という。）に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成（当該造成に必要な土地の取得を含む。）に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業（住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。）に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金（沖縄における産業の振興開発に特に寄与する資金として主務大臣が定めるものに限る。）又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

- ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金（イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。）
- 一の二 主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資を行うこと。
- 一の三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務（前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。）を行うこと。
- 二 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むものに対して、小口の事業資金の貸付けを行い、並びに沖縄に住所を有する者に対して、小口の教育資金の貸付けを行い、及び恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。
- 三 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得若しくは造成又は借地権の取得、幼稚園等又は関連利便施設の建設、関連公共施設の整備その他の政令で定める用途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行うこと。
  - イ 沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者
  - ロ 沖縄において親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者
  - ハ 沖縄において次に掲げる者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行う者（地方公共団体を除く。）
    - (1) 自ら居住するため住宅を必要とする者
    - (2) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者
  - ニ 沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対し住宅を建設して譲渡する事業又は住宅を建設してその住宅及びこれに付随する土地若しくは借地権を譲渡する事業を行う者
  - ホ 沖縄において土地若しくは借地権を取得し、土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業又は土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業を行う会社その他の法人並びにこれらの事業を行う地方公共団体並びに土地区画整理事業を行う者
  - ヘ その他政令で定める者
- 四 沖縄において農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人その他政令で定める者に対して、必要な長期資金で政令で定めるものを貸し付けること。
- 五 沖縄において事業を行う中小企業者に対し事業の振興に必要な長期資金を貸し付け、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を応募その他の方法により取得すること。
- 六 沖縄において病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人その他政令で定める法人に対して、当該施設（当該施設の運営に關し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。）の設置、整備又は運営に必要な長期資金の貸付けを行い、及び沖縄において指定訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対して、当該事業に必要な長期資金を貸し付けること。
- 七 沖縄において営業を営む生活衛生関係営業者その他の政令で定める者に対して、当該営業を営むのに要する資金（当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要なものに限る。）並びに生活衛生関係営業者の共通の利益を増進するための事業その他当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要な事業を行うのに要する資金で、政令で定めるものを貸し付けること。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 小口の事業資金 国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第一号に規定する小口の事業資金をいう。

一の二 小口 of 教育資金 国民生活金融公庫法第十八条第二号に規定する小口 of 教育資金をいう。

二 恩給等 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第二条第一項に規定する恩給等をいう。

三 幼稚園等又は関連利便施設若しくは関連公共施設 それぞれ住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第十七条第二項に規定する幼稚園等又は関連利便施設若しくは関連公共施設をいう。

三の二 土地区画整理事業 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業をいう。

四 中小企業者 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）第二条に規定する中小企業者をいう。

四の二 指定訪問看護事業 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第七条第五項に規定する居宅サービス事業（同条第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）をいう。

五 生活衛生関係営業者 国民生活金融公庫法第十八条第三号イに規定する生活衛生関係営業者をいう。

3 公庫は、第一項の業務のほか、第一条の目的を達成するため、融通法第七条に規定する資金の貸付けの業務を行う。

4 公庫は、第一項及び前項の業務のほか、附則第四条第一項の規定により承継した権利義務の処理に関する業務を行なうことができる。

5 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第三条から第九条までの規定は、公庫が同法第二条第一項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。

6 住宅金融公庫法第二十二条の二の規定は、公庫について準用する。この場合において、同条中「第十七条第一項、第二項、第五項、第十一項又は第十二項の規定による貸付けの業務のうち、自ら居住するため住宅を必要とし、又は自ら居住する住宅の改良を行う」とあるのは「沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定による貸付けの業務のうち、沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする」と、「規定する住宅積立郵便貯金の預金者」とあるのは「規定する住宅積立郵便貯金の預金者その他政令で定める者」と読み替えるものとする。

（賃借人の選定等についての住宅金融公庫法の準用）

第三十五条 住宅金融公庫法第三十五条第一項から第三項までの規定は、第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ又はへの規定に該当するもの（同号への規定に該当するものにあつては、政令で定めるものに限る。）について、同法第三十五条の二第一項、第二項及び第四項の規定は、同号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ニ又はホの規定に該当するものについて、同法第三十五条の三の規定は、同号の規定による幼稚園等の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ、ニ又はホの規定に該当するものについて、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 住宅金融公庫法第三十九条の規定は、公庫について準用する。

## ○郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）

（郵便貯金の種類）

第七条 郵便貯金は、次の六種とする。

- 一 通常郵便貯金 預入及び払戻しについて特別の条件を付けないもの
- 二 積立郵便貯金 一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回集金に応じて預入するもの
- 三 定額郵便貯金 一定の据置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの
- 四 定期郵便貯金 一定の預入期間を定め、その期間内には払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの
- 五 住宅積立郵便貯金 自己の居住の用に供する住宅の建設若しくは購入、その住宅の建設若しくは購入及びこれに付随する土地若しくは借地権の取得又はその住宅の改良につき、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十二條の二及び第二十二條の三の規定又は沖繩振興開發金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九條第六項において準用する住宅金融公庫法第二十二條の二の規定の適用のある資金の貸付けを受け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回預入するもの

六 教育積立郵便貯金 自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設において行われる教育をいう。）を受けることにつき、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八條第二号又は沖繩振興開發金融公庫法第十九條第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回預入するもの

② 前項の据置期間及び預入期間は政令で定め、預入金額は公社が定める。  
（適格預金者のあつせん）

第六十条 公社は、住宅金融公庫又は沖繩振興開發金融公庫から住宅金融公庫法第十七條第一項、第二項、第五項、第十一項若しくは第十二項又は沖繩振興開發金融公庫法第十九條第一項第三号の規定による貸付けを受けようとする住宅積立郵便貯金の預金者で公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて住宅金融公庫又は沖繩振興開發金融公庫へのあつせんを行う。

## ○公庫の国庫納付金に関する政令（昭和二十六年政令第六十二号）

（国庫納付金の計算）

第一条 （略）

2 前項の場合において、次の各号に掲げる公庫については当該各号の定めるところによる。

- 一 住宅金融公庫 次に掲げるところにより計算するものとする。

イ 住宅金融公庫法第二十六条の二第一項の特別勘定の損益（同条第二項の規定により積立金を積み立てたときは、当該積立金として積み立てた額）を控除して計算するものとする。

ロ 当該事業年度において住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）第十七条の七の引当金に繰り入れた金額があるときは、その金額を前項の益金の合計額から控除するものとし、当該事業年度において当該引当金から戻し入れた金額があるときは、その金額を当該合計額に加算するものとする。

二〇五 (略)

3・4 (略)